目次

[第１　監査の請求 1](#_Toc13769883)

[１　大阪府職員措置請求書の提出 1](#_Toc13769884)

[２　請求人 1](#_Toc13769885)

[３　請求の趣旨 1](#_Toc13769886)

[４　請求の理由 1](#_Toc13769887)

[第２　請求の受理 1](#_Toc13769888)

[第３　監査の実施 1](#_Toc13769889)

[１　監査対象事項 1](#_Toc13769890)

[２　監査対象部局 2](#_Toc13769891)

[３　請求人の陳述 2](#_Toc13769892)

[第４　監査の結果 3](#_Toc13769893)

[１　事実関係 3](#_Toc13769894)

[（1）2025年国際博覧会誘致に関する調査の概要 3](#_Toc13769895)

[（2）財務会計上の行為 3](#_Toc13769896)

[（3）本件調査について 4](#_Toc13769897)

[（4）報告書の作成について 12](#_Toc13769898)

[（5）本件調査の派遣人数について 13](#_Toc13769899)

[２　判断 14](#_Toc13769900)

[（1）本件支出について 14](#_Toc13769901)

[（2）本件調査について 14](#_Toc13769902)

[（3）報告書の作成について 16](#_Toc13769903)

[（4）調査団の派遣人数について 16](#_Toc13769904)

[（5）請求人が引用する他県での事例について 16](#_Toc13769905)

[３　結論 17](#_Toc13769906)

[（別紙）請求の理由 18](#_Toc13769907)

# 第１　監査の請求

## １　大阪府職員措置請求書の提出

令和元年５月16日

## ２　請求人

　　　略

## ３　請求の趣旨

監査委員は、「2025年国際博覧会誘致に関する調査」に係る違法不当な公金支出について、大阪府知事に対し、同調査に参加した大阪府議会議員から大阪府に返還を求めるなど、大阪府の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

## ４　請求の理由

別紙記載のとおり。

# 第２　請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第１項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

# 第３　監査の実施

## １　監査対象事項

大阪府議会2025年国際博覧会誘致に関する調査団の派遣に係る旅費（以下「本件旅費」という。）の支出並びに海外派遣に係る渡航及び現地滞在手配業務に係る委託料（以下「本件委託料」という。また、以下「本件旅費」と「本件委託料」を合わせて「本件支出」という。）の支出

## ２　監査対象部局

　　　大阪府議会事務局（以下「議会事務局」という。）

## ３　請求人の陳述

令和元年５月27日付けで、請求人３名に対し、令和元年６月14日に法第242条第６項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会（以下「請求人陳述」という。）を設ける旨通知した。なお、出欠の回答期限は令和元年６月７日とした。

令和元年５月31日付けで、請求人３名のうち１名から欠席、同年６月６日付けで１名から出席の回答があったが、１名からは回答がなかった。

令和元年６月13日、出席の回答があった１名から、請求人陳述は全員欠席となる旨の連絡があり、請求人陳述は行われなかった。

# 第４　監査の結果

## １　事実関係

請求人より提出された事実証明書及び監査対象部局に対し調査した結果、次のとおりの事実が認められた。

### （1）2025年国際博覧会誘致に関する調査の概要

2025年国際博覧会誘致に関する調査（以下「本件調査」という。）の概要は、以下のとおりである。

ア　日程

平成30年５月９日（水）から同月12日（土）まで

イ　調査先

イタリア共和国ミラノ市、サンマリノ共和国

ウ　参加者

団員：府議会議員　 ９名

随行：議会事務局職員 ２名

計11名

エ　行程

５月９日　　現地までの移動

５月10日　２つのグループに分かれて調査

・団員６名　随行２名　ミラノ市議会、在ミラノ日本国総領事館、

ロンバルディア州議会及びジェトロ・ミラノ事務所での調査に従事

・団員３名　サンマリノ共和国外務省での調査に従事

５月11日　元ミラノ市長事務所、アレクスポ（Arexpo）社、ミラノ万博会場跡地での調査に従事（午後から帰国）

５月12日　移動（帰国）

### （2）財務会計上の行為

本件旅費及び本件委託料について、下記のとおり、支出されている。

本件旅費 ：内国旅費、渡航雑費等 　299,110円

本件委託料：航空賃、宿泊料等 7,991,878円

合計　8,290,988円

### （3）本件調査について

　　　ア　本件調査に係る経緯及び手続

（ア）大阪府議会（以下「府議会」という。）は、法第89条に定める普通地方公共団体の議会であり、法第100条第１項において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができるとされている。さらに、同条第13項において、当該調査のため必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができるとされている。また、大阪府議会会議規則（平成３年大阪府議会規則第１号）第125条第１項において、法の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定するとされている。

（イ）府議会においては、平成29年４月の閣議了解、博覧会国際事務局（ＢＩＥ）への万博開催地立候補を受け、同年７月に「大阪府議会における万博誘致活動の指針」を策定し、持てるネットワークを最大限に生かしながら、機運の醸成や関係国への働きかけや情報発信に取り組んだ。

（ウ）平成29年９月、府議会において、2025年国際博覧会の大阪誘致に向けた調査研究及び必要な活動を行うことを目的に「2025年国際博覧会誘致特別委員会（府議会議員10名で構成）」（以下「特別委員会」という。）を設置した。

（エ）平成29年11月、府議会議員82名により、府議会全体で2025年日本万博の誘致実現に向けた取組みを強力に推進するため、「2025大阪万国博覧会誘致推進議員連盟」が設立された。なお、平成31年３月12日、同議員連盟は、「大阪府議会2025年日本国際博覧会推進議員連盟」に改組された。

（オ）平成29年12月、特別委員会は運営方針として「博覧会誘致に関する諸外国都市の成功事例を調査すること」をとりまとめ、議長に対し府議会として海外調査のための必要な予算措置や調査団の派遣手続を要請した。

（カ）平成29年12月、要請を受けた議長は、議長、副議長、各会派幹事長で構成される議会運営委員会理事会で海外への調査団派遣について協議を開始した。

（キ）平成30年２月定例府議会本会議において、2015年に国際博覧会を開催し成功を収めたイタリアに府議会の調査団を派遣すること及び調査に必要な予算を議決した。

　　　イ　調査結果を踏まえた府議会の行動

調査結果を踏まえ、議会は、次のとおり行動した。

（ア）本件調査の結果を踏まえ、平成30年６月８日、５月定例府議会本会議の討論において、下記のとおり、各会派から知事へさらなる取組について要請した。

ａ　大阪維新の会大阪府議会議員団

「さきの府議会代表団の調査報告でも、2015年万博誘致に成功した当時のミラノ市長から投票直前まで、小国を含めて全ての国に何度も何度もアプローチをかけることが誘致成功のポイントであるとの記載がありました。知事はじめ国や経済界が、あらゆるチャンネルや資源を活用し、関係国にアプローチいただいているとお聞きしておりますが、我々も各国への働きかけ及び国内機運の醸成に、開催地決定のその瞬間まで最大限努力してまいります。また、知事におかれましては、来週、パリのＢＩＥ総会に出席されるとお伺いしております。大阪の魅力、優位性を各国代表の心に届けていただくよう期待しております。」

ｂ　自由民主党・無所属　大阪府議会議員団

「大阪府議会は、国際博覧会誘致に関する調査団をイタリアに派遣し、2015年のミラノ博覧会誘致をどのように成功させたか、当時のミラノ市長から詳細なお話を聞き取ってまいりました。市長からは、誘致成功には、国、自治体、経済界が一致団結して一票でも多く票を獲得しなければならない、私自身、六十回海外出張し、八十カ国訪問した、投票日の前日までパリに一カ月間泊まり込み、毎日、各国の代表に繰り返し働きかけを行ったとの貴重な意見をいただきました。南太平洋の島国やカリブ海の島国もくまなく訪問すべきだ、全ての国にアプローチをかけるべきだとの意見もいただきました。なりふり構わずやらないと誘致はおぼつかないとのことです。誘致を成功に導いた当事者の意見には、極めて説得力があります。

先日の万博特別委員会から知事への緊急提言も、このような危機感から行ったものであります。残り半年でこれらをやっていかなくてはならず、このような大変貴重な時期に大阪を分断させるような大都市の議論をしている場合ではなく、万博誘致に全力を上げるべきです。」

ｃ　公明党大阪府議会議員団

「先日、大阪府議会2025年国際博覧会誘致特別委員会が松井知事に緊急提言したとおり、府は、あらゆる機会を捉えて持てる資源を駆使し、国、大阪市、経済界、その他各関係機関と一体となって、大阪万博の働きかけを強化しなければなりません。また、大阪万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」は、国連が掲げる持続可能な開発目標－－ＳＤＧｓに大きく貢献し、全ての国にとって豊かで活力ある未来をつくることになることを強くアピールしなければなりません。

そして、いよいよ６月11日より知事は13日のＢＩＥ総会に向けて出発されます。実質的には、これがＢＩＥ総会での最後のプレゼンテーションになると思います。引き続き、効果的なプロモーションをＢＩＥ加盟国に直接訪問して訴えるなど、ＢＩＥ加盟国全てに可能な限りアプローチし、本年11月の投票日前日まで残り５カ月間、全力で働きかけていただきますよう強く要望いたします。」

（イ）在阪総領事等への協力要請活動

調査活動（平成30年５月９日～５月12日）を踏まえ、議員連盟として、議員が直接、在阪総領事館等を訪問し、総領事等へ支援を要請した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査先 | 調査先における主な質疑 | 議員が直接訪問した主な  要請先 |
| ミラノ市議会 | ＜調査団＞  開催地となるため、ミラノ市として外国に何か働きかけたか。  ＜回答＞  特に発展途上国へのアプローチは重要だ。ミラノ万博に参加することが、自国の発展につながる土壌となることを理解してもらうよう努めた。そしてミラノに賛成してもらった。（報告書　８頁） | ５月21日  在大阪フィリピン共和国総領事  ５月22日  在大阪ベトナム社会主義共和国総領事  在大阪インドネシア共和国総領事  ５月23日  在大阪オランダ王国総領事  在大阪・神戸アメリカ合衆国総領事  ５月24日  在大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事  ５月28日  在大阪モンゴル国総領事  在大阪タイ王国総領事  ５月29日  在神戸パナマ共和国総領事  ５月31日  在大阪パキスタン・イスラム共和国領事  ８月３日  在大阪セネガル共和国名誉領事  ８月７日  在大阪エストニア共和国名誉領事  ８月17日  在大阪カンボジア王国名誉領事  ８月29日  在大阪ルーマニア名誉領事  10月19日  在京都フランス総領事 |
| ＜調査団＞  2025年の万博開催地誘致決定まであと６か月しかない。終盤戦に力を入れるべき点は何か。  ＜回答＞  パリでの最終投票では、どの国も同じ一票。だからこそ途上国や小さな国の一票が重要。彼らにとっても、万博が自国の得になることを理解させることが重要。（報告書　９頁） |
| 在ミラノ日本国総領事館 | ＜調査団＞  粘り強く活動していくことは分かった。イタリアから見て、具体的なアドバイスをいただければ。  ＜回答＞  愛知万博誘致時は、ある欧州諸国で支持要請を行っていた。大使館総動員であった。最後の最後で逆転した場面も見てきた。支持要請は粘り強くやっていくしかない。あと半年だが、いろいろなルートを使って繰り返し働きかける。単純だが、一番効果がある。在京大使や在阪領事にしつこいくらいアピールを繰り返すこと。これは重要だ。（報告書　10頁） |
| ＜調査団＞  誘致に実際どう取り組むべきなのか。  ＜回答＞  どの国も任地に赴いている大使の意見を聞く。大使の意見を踏まえて政府の方針を決める。なので、大使館領事館へのアプローチは大変重要。ぜひとも続けるべき。何回もしつこく、粘り強くだ。（報告書　11頁） |
| ロンバルディア州議会 | ＜調査団＞  大阪は３カ国でこの11月に決選投票を予定している。当時、ミラノはトルコ・イズミルに86対65で勝った。その勝因は何か。  ＜回答＞  第一に、テーマが優秀だった。食糧に関するテーマは、世界にアピールできる。第二に、イタリアという国自体の魅力だ。食、歴史、芸術、文化、全てで世界にアピールできる。イタリアは世界中に知られているし、好かれている。第三に、国際関係。イタリアは外交力に長けていた。  （報告書　13頁） |
| ジェトロ・ミラノ事務所 | ＜調査団＞  誘致決定まで残り６ヶ月。何をすべきと思うか。  ＜回答＞  とにかく日本の良さをアピールすべきだ。日本のイメージは良いが、具体的な良いイメージがない。何となくボヤッとした感じ。何が良いのか、となるとピンとこない感じだ。日本の具体的な良さを示すことが大事だ。（報告書　15頁） |
| サンマリノ共和国政府 | ＜調査団＞  貴国が万博開催地の投票を行う際、どういった要素を考慮するのか。  ＜回答＞  その国に投票することは、出展の条件なども含めた検討を行うことになる。博覧会出展の場所代、建設代はどのようになるのか。発展途上国のための特別なプログラムの有無などはあるのかなどが考慮される。サンマリノのように発展途上国ではない小国に対する援助は、今回の大阪万博では考慮されているのか、ぜひ知りたい。（報告書　16頁） |
| ＜調査団＞  過去、各国からロビー活動を受けてきたと思うが、印象に残ったことはないか。  ＜回答＞  ミラノ万博のライバルであったトルコのイズミル市からの要請団が、こちらを訪れたことは記憶に残っている。（報告書　17頁） |
| 元ミラノ市長 | ＜調査団＞  万博誘致成功のポイントは、ずばり何か。  ＜回答＞  誘致は、国同士の闘いだ。外交戦だ。日本は世界中でとても高く評価されている。その高い評価を活かし、国・地方・経済界が一体となって努力することが極めて重要だ。（報告書　19頁） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 元ミラノ市長 | ＜調査団＞  小国にはどんなアプローチをしたのか。また、小国に対するインセンティブとして何か考えたのか。小国の出展に際し、何か配慮したか。  ＜回答＞  カリブ海や南太平洋の小国は、まとまって投票する傾向がある。バラバラにならない。例えば、カリブ海諸国13カ国は、まとまって１国に投票する。全部大阪に票が入るか、あるいはゼロかだ。小国に回す予算は確保していた。私は、何度もアフリカに行った。その国の事情を考慮した必要な援助を行うことが重要。通常の援助に加え、新しく万博テーマに合わせた援助をしていくことが大事。日本への票の見返りに日本は自国に何をしてくれるのかがポイントだ。（報告書　19頁） |  |
| ＜調査団＞  誘致決定まで半年を切る時期に入ったが、各国に行った方がいいか。元市長は単独で各国に働きかけたのか。  ＜回答＞  とにかく、投票直前まで全ての国を回ることが重要だ。とりわけ小さな国は大事だ。小さな国は、直接訪問されることで、自分たちが認められたと感じてくれる。多くの国があるので、議員と一緒に誘致活動にも行ったし、日程が取れないときは、議員単独で行っていただいたこともある。みなさんもどんどん行くべきだ。（報告書　19頁） |

（ウ）万博誘致応援署名活動

|  |  |
| --- | --- |
| 調査結果 | 主な活動 |
| ＜ミラノ市議会＞  ・経済、文化、市民など、全ての層が一体となることが誘致・開催につながる。市民の参加、国挙げての連携協力の雰囲気が伝わり、ＢＩＥ（博覧会国際事務局）にも評価された。（報告書　７頁）  ＜ロンバルディア州議会＞  ・誘致には全ての行政レベルの一致団結が不可欠であり、同じキーワードで一体となって行動する必要がある。また、市民に万博、レガシーの大切さを理解してもらうことが重要。（報告書　12頁） | 調査活動を踏まえ、議員連盟として街頭署名活動等を実施したほか、会派としても署名活動を実施  街頭キャンペーン活動   |  |  | | --- | --- | | ６月５日（火） | 京橋駅 | | ９月26日（火） | JR大阪駅 | |

　　ウ　平成30年５月30日、府議会からの「2025年国際博覧会誘致に関する緊急提言」（以下「緊急提言」という。）を受けて、知事が行った具体的行動

（ア）緊急提言の内容への対応

|  |  |
| --- | --- |
| 緊急提言の内容（趣旨） | 行動と成果 |
| 府は国、大阪市、経済界等と連携し、一体となって誘致働きかけを強化すること。 | ・海外向け全支持要請活動（下表（イ）参照）において、国（経済産業省、外務省）、大阪市、経済界と協力し一体となって実施した。 |
| テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」はSDGｓに貢献することを強くアピールすること。 | ・支持要請においては、大阪・関西、日本が万博において世界の課題解決、SDGsに貢献する旨を強く訴え、こうした姿勢が各国の日本支持につながったと評価されている。 |
| 経済規模の小さな国にも直接訪問して訴えるなど、加盟国すべてに可能な限りアプローチし、投票日前日まで徹底的に働きかけを行うこと。 | ・誘致活動の終盤において、国と相談しながら、態度未定国や、経済規模の小さな国に積極的にアプローチした。  ・知事の要請した国数は、延べ200か国、実数で100か国を上回る。 |

　　（イ）緊急提言後に大阪府が行った海外向け支持要請活動

|  |  |
| --- | --- |
| 活動内容 | 対応者 |
| ＢＩＥ総会（平成30年６月11日～14日、11月19日～25日）  ・総会におけるプレゼンテーション  ・総会及びパリでの支持要請 | 知事 |
| 駐日大使向け説明会  ①平成30年６月29日  駐日大使館30か国、31人（うち大使本人16人）  ②平成30年7月11日  駐日大使館29か国、30人（うち大使本人14人） | 知事 |
| 各国要人来阪の機会を捉えた働きかけ（平成30年６月～11月）  ・ウガンダ、ラオス、マルタ、アルゼンチン、中国、パナマ、フランスなど | 知事など |
| 大阪府知事等による要請  ・平成30年９月９日～16日：ハンガリー、デンマーク、イタリア  ・平成30年10月29日～11月２日：マレーシア、パキスタン | 知事 |
| 経済産業副大臣等による支持要請同行  ・平成30年８月27日～９月１日：アフリカ諸国  ・平成30年9月15日～21日：カリブ諸国 | 新井副知事 |

### （4）報告書の作成について

　　　ア　法第138条第１項で「都道府県の議会に事務局を置く。」とされ、同条第３項において、事務局に事務局長、書記その他の職員を置き、同条第７項で事務局長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事することとされている。

また、大阪府議会事務局規程（昭和49年大阪府議会規程第２号）は、事務局の組織その他に関し定めており、第２条で事務局に総務課、議事課及び調査課を置くこととし、第３条第１項において総務課は海外行政調査に関すること、同条第３項において調査課は府政の調査及び資料の収集に関することをつかさどるとしている。

イ　本件調査に係る事務は、法及び大阪府議会事務局規程に定める「議会に関する事務」に該当するもので、当該事務を本務とする府議会事務局職員が本件調査の準備から現地での調査、報告書の作成に至る各過程において事務に従事したものである。

ウ　本件調査に係る調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、調査団の団員が質疑により調査の相手方から直接聞き取った内容をもとに、調査に随行した職員が、調査期間中及び調査終了後に各団員に内容等の確認を行ったうえで、原案を作成し、これを団員全員が確認の上、指摘のあった箇所について修正を行ったのち完成に至ったものである。

### （5）本件調査の派遣人数について

本件調査の派遣人数については、平成30年２月定例府議会本会議で「９人以内」と議決されている。

ア　調査団の人数９人については、議会運営委員会理事会での協議を経て、府議会本会議の議決により決定したものである。

イ　９人の内訳は、大阪府議会会議規則第125条第３項「派遣する議員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当てて選定する」との規定により、大阪維新の会４人、自由民主党・無所属３人、公明党２人の会派別構成となったものであり、派遣議員については、各会派において人選されたものである。

なお、平成30年２月定例府議会時点での会派構成は、以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 会派名 | 人数 |
| 大阪維新の会 | 40人 |
| 自由民主党・無所属 | 25人 |
| 公明党 | 15人 |
| 日本共産党 | ２人 |
| 民進党 | １人 |
| 改革保守 | １人 |
| 創生保守 | １人 |
| 合計 | 85（定員88）人 |

## ２　判断

### （1）本件支出について

本件旅費及び本件委託料について、関係書類を確認したところ、大阪府財務規則等の関係法令に則り支出されており、違法・不当な点は見受けられなかった。

### （2）本件調査について

請求人は、本件調査は、実質的には大阪万博誘致に名を借りた単なる観光旅行であった旨主張しているため、この点について、議会事務局に対して聞取り調査（以下「聞取り調査」という。）を行った。聞取り調査の結果及び前記事実関係を踏まえ、以下判断する。

　　　ア　目的の合理性

調査報告書によると、府議会においては、平成29年４月の閣議了解、博覧会国際事務局（ＢＩＥ）への万博開催地立候補を受け、同年７月に「大阪府議会における万博誘致活動の指針」を策定し、機運の醸成や関係国への働きかけなど、誘致実現に貢献できるよう全力で取り組むこととしていた。

このような動きの中、今後の誘致に関する政策提言等に資するため、博覧会誘致に関する諸外国都市の成功事例を調査するという調査団派遣の目的は合理的であるということができる。

　　　イ　対象国選定の合理性

前記事実関係によると、イタリア共和国ミラノ市については、直近の登録博覧会であるミラノ国際博覧会の開催地であり、市民の機運醸成や各国へのＰＲ等の当時のミラノ万博の誘致に関する具体的な取組についての調査対象として、合理性が認められる。

また、サンマリノ共和国については、イタリア共和国に隣接する小規模国であるが、聞取り調査において、開催地決定の際の投票動向に影響を与えるとされる小規模の国が投票先を決定するポイント、投票されるためにはどのような活動が必要か、などを聴取した旨の説明があり、万博開催国の投票先決定のポイントや効果的なロビー活動等について、開催国ではない第三国を調査対象とすることは、限られた調査日程の中で多角的に調査を行う観点から見て合理性が認められる。

　　　ウ　行程の合理性

聞取り調査において、本件調査にあたっては、あらかじめ調査先に調査項目を提示し、限られた期間で効率的に調査が実施されている旨の説明があった。

また、前記事実関係によると、本件調査は４日間の日程で行われたが、移動を除いた実質的な調査期間は１日半程度で、途中２グループに分かれて、ミラノ市議会等のべ７か所の調査を実施しているなど、短期間の行程の中、効率的に調査を実施していることが認められ、行程は合理的であると認められる。

　　　エ　得られた情報の有用性

聞取り調査において、議会の調査団の立場で現地で直接やりとりを行うことによって、大阪の誘致活動に資する有意義な、生きた情報を得ることが可能となる旨の説明があった。実際に元ミラノ市長からは、カリブ・中東など地域でまとまって投票する国々などの世界各国の投票動向、投票権を持つＢＩＥ加盟国の多数を占める規模の小さい国々へのアプローチの重要性やその方法、自身は投票直前１か月パリに滞在し、40か国と個別に会談を行ったことなど、投票直前まで様々なルートを駆使して繰り返し働きかけを行ったことが誘致の明暗を分けるポイントであることなど、誘致成功に導いた核心に迫る話を聴取できた旨の説明があった。

また、調査団が現地を訪問し、市議会議長や州議会議長、元ミラノ市長等との面会がかない、情報収集を行うことができたのは、議会の調査団として面会を申入れ、質疑を行ったため、との説明があった。

以上のことから、議会の調査団による本件調査の結果、博覧会の誘致実現に向けた取組に活かすことが可能となる有用な情報を得ることができたと認められる。

　　　オ　得られた情報の活用の有無

聞取り調査において、調査団の帰国から２週間余り後の５月30日には、特別委員会は、調査結果をもとに、知事に緊急提言を行っている旨の説明があった。

前記事実関係によると、本件調査を踏まえ、５月定例会本会議の討論において、各会派から知事へさらなる取組について要請していること、団員が現地での質疑により調査相手方から収集した情報を踏まえ、議員が直接、在阪総領事館等を訪問し、総領事等へ支援を要請していること、調査活動を踏まえ、議員連盟として街頭署名活動等を行い機運を醸成するなど、実際に誘致に係る活動が行われている。

また、知事は、緊急提言を受けて、海外向けの全支持要請活動を、国、大阪市、経済界と協力し一体となって実施し、支持要請においては大阪・関西、日本が万博において世界の課題解決、ＳＤＧｓに貢献する旨を強く訴え、誘致活動の終盤において、態度未定国や経済規模の小さい国に積極的にアプローチし、知事が要請した国数は延べ200か国、実数で100か国を上回るなど、緊急提言を踏まえた活動が行われており、本件調査により得られた情報は、実際に活用されている。

以上のことから、本件調査は観光目的とはいえず、その必要性が認められるため、違法・不当とはいえない。

### （3）報告書の作成について

請求人は、本件調査の「報告書全文を、同行した府職員が作成していた」ことから、本件調査について「実質的には大阪万博誘致に名を借りた単なる観光旅行であったと言わざるをえず、職員が代筆する報告書も同様、視察の必要性がなく、府議会の派遣決定が違法である」と主張する。

しかしながら、本件報告書の内容は、各団員が現地で質疑により調査相手方から収集した情報、個々の団員の気づきや考察等をとりまとめたものであって、その内容は団員の活動による成果に由来するものであり、役割分担として議会に関する事務に従事する事務局職員が原案を作成したとしても、違法・不当とはいえない。

また、報告書を海外調査した団員自身が作成することは府民の期待に沿うものであるが、議会事務局職員が議会の海外調査の報告書の原案を、団員が行った質疑や感想をもとに取りまとめること自体は、その必要性が認められ、違法・不当とはいえない。

### （4）調査団の派遣人数について

本件調査の派遣人数については、議会運営委員会理事会での協議を経て府議会本会議の議決により決定したものであり、また、会派別構成は会議規則の規定に基づいて選定されていることから、議会の裁量権の逸脱は認められず、違法・不当とはいえない。

### （5）請求人が引用する他県での事例について

請求人は、本件と類似の案件として平成30年10月19日の青森地裁の判例（現在、仙台高等裁判所において控訴係属中）を例示し、「裁判長は、国際観光振興の調査などを目的とした２人の派遣について「市職員に終始同行し、独自の情報収集をしていた形跡はうかがわれない」と断定。帰国後の報告書も「市職員が作成した復命書とほとんど異なるところがない」と指摘した。視察の必要性を否定し、県議会の派遣決定を違法と結論付けた。」と主張する。

しかしながら、同判例は市の事業に県議会議員が視察を行う必要性が否定された事案であって、大阪府が主体性を有する2025年の国際博覧会の誘致推進にあたって、府議会が調査団を派遣した本件とは内容を異にしている。

また、同判例は県議会議員の報告書の原案を市職員が作成していた事案であって、府議会が派遣した調査団の調査報告書の原案を、法及び府議会事務局規程に定める「議会に関する事務」として府議会の事務局職員が作成した本件とは内容を異にしている。

以上のことから、同判例の引用により本件調査が違法・不当であるとする請求人の主張は失当である。

## ３　結論

以上のとおり、本件支出が違法又は不当なものであるという請求人の主張には理由がない。

よって、本件住民監査請求を棄却する。

# （別紙）請求の理由

令和元年５月16日付け　請求人提出

請求の理由（概要）

第１　本件の要旨

　　本件は、2025年国際博覧会（以下、「万博」という）の大阪誘致の参考にするため、大阪府議会が平成30年５月に公費で海外視察した際の報告書全文を、同行した府職員が作成していたことが判明した。

　　同府から視察費用として多額の公金が支出された中、本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、大阪府に生じた損害を補填すべく、貴職らに対し、必要な措置・勧告を求める事案である。

第２　当事者

　　１．請求人らは、大阪府民である。

　　２．本件視察旅行に参加した団員９名は、いずれも当時大阪府議会議員であった。

第３　事案の概要

　　本件視察旅行は、平成30年５月９日から12日の日程で、2015年万博を開催したイタリア・ミラノ市などの訪問であった。それには、大阪維新の会４人、自民党３人、公明党２人の計９人が参加し、府議会事務局職員２人が同行した。視察内容は、府議会として報告書にまとめ、要旨を知事に提言することを申し合わせていた。

　　ミラノ市議会議長や元ミラノ市長と会談したほか、万博会場跡地や在ミラノ日本領事館、イタリア半島の小国・サンマリノなどを訪問した。そして公費から、府議９人分のビジネスクラスでの往復航空券（１人約62万円）や府議のホテル代２泊分（同約４万円）など計約830万円が全額支出された。

　　さて、報告書は、Ａ４版の25頁で、平成30年５月25日に府議会ホームページで公開され、同年同月30日に知事への提言も行われた。訪問先での質疑応答や視察の感想などで構成され、「知事、大阪市長だけでなく、国会議員、地方議員も連携して、真に一体となってこの『難局』を乗り切る必要がある」などと記されている。

　　議会事務局によると、報告書は職員１人が帰国後、訪問先での録音データや、府議から聞き取った感想などを元に作成した。議員側から執筆者について具体的な指示はなく、職員が作ることになったという。

　　職員は府議に内容を確認してもらったが、１人から文言の重複について指摘を受けた以外に修正の指示はなく、文章の一部を手直しして完成させたという。

　　調査団長は読売新聞の取材に、「議会事務局の職員が議員を補助するのは通常業務。各党の意見をまとめるには時間がかかり、公平性を保つためにも、中立の立場の職員に取りまとめてもらった」と説明する。

別の府議は「後で報告書を書く必要があると思い、メモは取っていた。視察の必要性に疑いの目を向けられるなら、自分たちで書くべきだった」と語った。

　　報告書を作成した職員は「仕事の一環という認識だった。議員から聞いた内容をまとめており、私見は入れていない」としている。

　　元総務相の早稲田大教授（地方自治論）は、「なぜ海外視察が必要か、どの議員が視察するのが適任か、といった議論が事前にあれば、必然的に報告書は議員自らが書くことになるはずだ。報告書を書かなくていい海外視察ならやめるべきで、関係者を呼んで話を聞き、情報を共有した方が役に立つ」と話した。

　　本件と類似の案件で、「裁判長は、国際観光振興の調査などを目的とした２人の派遣について「市職員に終始同行し、独自の情報収集をしていた形跡はうかがわれない」と断定。帰国後の報告書も「市職員が作成した復命書とほとんど異なるところがない」と指摘した。視察の必要性を否定し、県議会の派遣決定を違法と結論付けた（青森地裁平成30年10月19日判決）」。

　　以上のことから、府議らによる本件視察旅行は、実質的には大阪万博誘致に名を借りた単なる観光旅行であったと言わざるをえず、職員が代筆する報告書も同様、視察の必要性がなく、府議会の派遣決定が違法であることはいうまでもない。

第４　結論

　　よって、請求人らは、大阪府知事に対し、不当利得に基づく返還請求として、本件視察に参加した大阪府議会議員らから大阪府に返還を求めるよう勧告することを、地方自治法第242条第１項の規定に基づき請求する。

事実証明書（略）